

旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会助成金交付要綱

制定	平成12年4月14日	区長決定	要綱第76号
改正	平成13年3月30日	部長決定	要綱第74号
改正	平成21年4月1日	部長決定	要綱第432号
改正	平成27年3月16日	部長決定	要綱第248号
改正	平成28年3月22日	部長決定	要綱第112号
改正	平成31年1月9日	部長決定	要綱第183号
改正	令和3年7月21日	部長決定	要綱第222号
改正	令和6年3月1日	部長決定	要綱第48号

(目的)

第1条 この要綱は、旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の活動を支援することにより、周辺地域の商業振興その他地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(助成金)

第2条 区長は、前条の目的を達成すると認められる協議会の実施事業に対し旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、区長が予算の範囲で決定する。

(助成金の交付申請)

第4条 協議会は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添付して、区長に申請しなければならない。

- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書

(助成金の交付決定)

第5条 区長は、前条の申請があった場合において、助成金を交付することを適当と認めるときは、助成金交付決定通知書（第2号様式）により協議会に通知するものとする。

(助成金の請求)

第6条 協議会は、前条の交付決定通知を受けたときは、指定期日までに請求書（第3号様式）を提出し、助成金の交付を区長に請求しなければならない。

2 区長は、前項の請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成事業の変更等)

第7条 協議会は、助成事業の内容を著しく変更し、または助成事業を中止しようとするときは、あらかじめ助成事業変更（中止）承認申請書（第4号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の申請があった場合において、変更または中止することを適当と認めるときは、助成事業変更（中止）承認通知書（第5号様式）により協議会に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 協議会は、助成事業が完了したとき（助成事業の中止の承認を受けたときを含む。）または助成金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書（第6号様式）を区長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第9条 区長は、前条の報告があった場合において、助成事業の成果が助成金の交付決定

の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第7号様式）により協議会に通知するものとする。

（助成金の経理等）

第10条 協議会は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（検査）

第11条 協議会は、区長が助成事業の運営および経理等の状況について検査を求めたとき、または助成事業について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

（委任）

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、別に文化観光スポーツ振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年7月21日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

品川区長 へ

団体名 旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会

代表者氏名

住 所

助成金交付申請書

旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会助成金について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 団体名 旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会
- 2 助成金申請額 ¥
- 3 添付書類
 - ・ 事業計画書
 - ・ 収支予算書

旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会 様

品川区長

助成金交付決定通知書

旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会助成金について、下記のとおり交付決定します。

記

1 団体名 旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会

2 助成金交付決定額 ￥ _____

請 求 書

金	額	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会助成金を請求します。

年 月 日

品 川 区 長 あて

団 体 名 旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会

代表者氏名 _____ 印

住 所 _____

品川区長 へ

団体名 旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会

代表者氏名 _____

住 所 _____

助成事業変更（中止）承認申請書

助成事業の内容を変更（中止）したいので、下記のとおり申請します。

記

1 団体名 旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会

2 計画変更の内容

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

3 添付資料

- ・ 変更後の事業計画
- ・ 変更後の収支予算書
- ・ その他参考となる資料

旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会 様

品川区長

助成事業変更（中止）承認通知書

助成事業の内容の変更（中止）については、承認したので通知します。

.....
.....
.....
.....

品川区長 あて

団体名 旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会

代表者氏名

住 所

旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会助成金実績報告書

旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会助成金について、下記のとおり実績報告書を提出します。

記

- 1 団体名 旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会
- 2 添付書類
 - ・ 実績報告書
 - ・ 収支決算報告書

